

アルゼンチン

特許規則

1995 年法律第 24.572 号で改正された法律第 24.481 号条規則

1995 年施行

目次

第 I 部 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条 規定なし

第 II 部 特許

第 I 章 特許性

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 II 章 特許を受ける権利

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条 規定なし

第 III 章 特許付与

第 12 条

第 13 条

第 14 条 規定なし

第 15 条

第 16 条 規定なし

第 17 条

第 18 条 規定なし

第 19 条

第 20 条

第 21 条 規定なし

第 22 条

第 23 条 規定なし

第 24 条

第 25 条 規定なし

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条 規定なし

第 32 条
第 33 条 - 第 34 条 規定なし
第 IV 章 特許の存続期間及び効力
第 35 条 規定なし
第 36 条
第 V 章 権利の移転及び契約によるライセンス
第 37 条
第 38 条 - 第 40 条 規定なし
第 VI 章 権利付与の例外
第 41 条
第 VII 章 特許権者の授權を必要としない特例の使用
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条 - 第 49 条 規定なし
第 50 条
第 VIII 章 追加特許又は改良特許
第 51 条
第 52 条 規定なし
第 III 部 実用新案
第 53 条 - 第 54 条 規定なし
第 55 条
第 56 条 - 第 57 条 規定なし
第 58 条
第 IV 部 特許及び実用新案の失効
第 59 条 - 第 61 条 規定なし
第 62 条
第 63 条 - 第 66 条 規定なし
第 V 部 管理手続
第 I 章 手続
第 67 条 - 第 69 条 規定なし
第 70 条
第 71 条 規定なし
第 II 章 再審請求
第 72 条
第 73 条 - 第 74 条 規定なし
第 VI 部 特許及び実用新案証が付与する権利の侵害
第 75 条 - 第 82 条 規定なし

第 83 条

第 84 条 - 第 89 条 規定なし

第 VII 部 国立産業財産機関の組織

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条

第 95 条 規定なし

第 VIII 部 最終移行規定

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 99 条 規定なし

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条 - 第 104 条 規定なし

第 1 部 総則

第 1 条

法適用により認められるすべての権利義務は、法第 17.011 号及び第 24.425 号に規定の条件及び範囲内で、アルゼンチン共和国に法定住所を有し又は特定住所を構える外国の自然人及び法人にも均等に認められる。

第 2 条

発明特許及び実用新案証の付与は、本規則に制定の規定及び手続により行う。

第 3 条 規定なし

第 II 部 特許

第 I 章 特許性

第 4 条

発明の特許を得るためには、法第 12 条及び本規則の他の規定にいう出願を特許庁に対して、又は国立産業財産機関により授権された特許庁支庁に対して、提出するものとする。

第 5 条

出願日前 1 年以内に発明者が当該人の発明を開示済の場合は、当該人はその旨を書面で宣言し、特許出願と共に次に掲げる事項を提出するものとする。出願人の宣言は、宣誓供述書とみなされ、虚偽の場合は、特許証又は実用新案証を得る権利を喪失する。

(a) 発明開示の伝達手段が画像又は電子的手段である場合は、その見本又は複写

(b) 開示が視聴覚手段による場合は、開示の手段及び地理上の位置並びに開示日の陳述

(c) 発明が開示された国内又は国際の博覧会への発明者又は出願人の参加の信頼できる記録、当該日及び開示の範囲

第 6 条

植物、動物及び動植物の再生産のための本質的に生物学的方法は、特許主題とはみなさない。

第 7 条

政府は、アルゼンチン共和国領域内において公序良俗を保ち、人及び動物の健康及び生命を守り、植物を保存し、環境への甚大な被害を防ぐために、商業実施を禁止することを必要とする発明品の製造販売を禁止する権限を有する。

第 II 章 特許を受ける権利

第 8 条

出願人は、願書に発明者の名称を記載することができ、当該記載を特許出願の公開、産業財産証書の付与及び発明特許又は実用新案証の公告において包含することを請求することができる。

法により当該人に付与される権利を侵害する商品の輸入に気付く特許権者は、法的に対応することのできる行政又は司法手続を提起する権利を有する。

第 9 条

自己の権利を譲渡した発明者は、手続遂行中のいつでも出頭し、当該資格を証明した上で対応権利書に当該人の名称を包含することを要求する権利を有する。当該申立の通知は、適正に譲受人に送達され、譲受人は 30 暦日以内に答弁するものとし、異議申立に際し、国立産業財産機関は、通知に対する答弁から又は関係事実の解明に必要な証拠提出から起算して 30 暦日以内に、決定を下すものとする。

第 10 条

発明活動の実行が、従業者の職務上の全体的又は部分的な目的であると確定される場合は、特許出願権は使用者に帰属するものと理解する。

法第 10 条(b)第 2 段落の適用上、発明が、使用者の活動に関する、又は、当該使用者の雇用下にある発明者が実行している若しくは実行した特定の職務に関する場合は、発明の開発は、企業内部で取得した知識により、又は、使用者が提供した施設の利用により、主として促されたものとして専ら理解するものとする。

法第 10 条(b)第 2 段落に規定の条件下で発明がなされる場合に臨み、使用者が法第 10 条(b)最終段落に規定の期限内に当該人の選択権の行使を怠る場合は、特許所有者としての権利は発明者である従業者に帰する。

発明が、法第 10 条(b)第 2 段落に規定の条件下で従業者によりなされた場合で、特許付与前の場合は、発明者は、特許庁宛て又は国立産業財産機関により授権された特許庁支庁宛てに、封印文書による理由のある異議を申し立て、特許権を主張することができる。その場合は、当事者双方は、特許庁長官から通知を受け、各々の通知から起算して延期できない 15 日以内に各々の申立文書を提出できるものとする。国立産業財産機関は、当該異議申立後又は関連証拠提出後 30 日以内に、適正な理由を付した決定を交付し特許出願権者を決め、当該決定を確実な手段で当事者双方に通知する。

使用者と従業者の間で、法第 10 条(b)第 1 段落及び(c)にそれぞれ規定の追加報償又は金銭補償の金額につき合意が得られない場合は、何れの当事者も、当該争点の解決のために国立産業財産機関宛に適正な理由のある申立を提出し仲介をいつでも要求することができる。当該申立の通知は、当該申立後 10 日間の余裕を以て相手方に通知する。当該通知に対する答弁後又は証拠提出後 20 日以内に、国立産業財産機関は、適正に理由を付した決定を交付し当該機関が均等と判断する追加報償又は金銭補償を確定し、当該決定を確実な手段で当事者双方宛に適正に通知する。

第 4 段落及び第 5 段落にいう国立産業財産機関の決定は、勤務地に対する地方管轄権を有する民事商事連邦裁判所に対して当該通知後 20 就業日以内に不服申立に付すことができる。当該不服申立は、停止効果を有さない。

第 11 条 規定なし

第 III 章 特許付与

第 12 条

特許取得のために、出願人は、法又は本規則に各々規定の期限内に、次に掲げる情報及び文献を提出するものとする。

(a) 次に掲げるデータを含む特許願書

(1) 発明特許を正式に請求する陳述書

(2) 出願人の完全名称

(3) 出願人の身分証明書番号及び国籍、又は、法人の場合は、登記記録

(4) 出願人の選定住所

(5) 出願人の法定住所

- (6) 該当する場合は，発明者の完全名称
- (7) 該当する場合は，発明者の選定住所
- (8) 発明の名称
- (9) 追加特許の出願となる場合の主特許番号(又は特許出願番号)
- (10) 分割出願となる場合の親特許出願番号
- (11) 特許出願への変更を請求する基本となる実用新案証出願番号又はその逆
- (12) 出願が法第 17.011 号(パリ条約)に基づく場合は，特許出願において主張されている優先権に関するデータ(外国特許出願の国名，番号及び出願日)
- (13) 特許出願が微生物に言及する場合は，微生物を寄託した機関の完全名称及び住所，寄託日，及び寄託機関により微生物に付与された登録番号
- (14) 特許出願を手續遂行することを公認された者又は産業財産代理人の完全名称
- (15) 授權代理人の身分証明書番号，又は公認産業財産代理人若しくは出願人により授權された特許弁護士の登録番号
- (16) 出願人の署名
- (b) 願書の名称と一致する特許名称を標題とする発明の技術明細書に次に掲げる事項を含むもの
 - (1) 発明が関係する技術分野の説明
 - (2) 発明者が知得している当該技術分野の技術水準の説明(開示の場合は，当該文献の陳述が望ましい)
 - (3) 発明の詳細及び全貌の説明であって，公知の技術水準を超える利点を強調し技術の熟練者が理解できるもの
 - (4) 図面に含まれる数字の簡単な説明
 - (c) 1 又は 2 以上のクレーム
 - (d) 技術明細書にいう発明の理解に必要な技術図面
 - (e) 発明明細書の要約
 - (f) 図面の出願公開用の縮小版複製
 - (g) 寄託機関交付の微生物寄託証明書(該当する場合)
 - (h) 出願手数料の納付済書
 - (i) 願書中の優先権主張の認証謄本

第 13 条

法第 13 条にいう優先日は，法第 17.011 号の定により決定する。

第 14 条 規定なし

第 15 条

特許出願が 2 人以上の者により共同でなされた場合は，願書に別段の記載がある場合を除き，当事者は均等の部分に権利を有するものとみなす。

第 16 条 規定なし

第 17 条

特許出願が 2 以上の発明により構成される場合は、特許付与前に分割するものとし、その目的で、国立産業財産機関は出願人に通知し、当該人が通知後 30 日以内に分割を請求しなければならない旨伝え、その旨が遵守されない場合は、出願は放棄したものとみなす。

第 18 条 規定なし

第 19 条

特許出願日後 90 日の間、出願対象の拡大を暗示しないことを条件に、出願人は補足、訂正、補正事項を追加することができる。当該期間後は、審査官が発見する不備の解消のみが認められる。当該新規追加事項の補充は、発明の理解促進のためであり、当該補足、訂正、補正事項からは原出願の拡張を暗示する何らの権利も派生しない。

第 20 条

特許出願の対象が微生物である場合、又は特許実施が未知の若しくは未公開の微生物を必要とする場合は、出願人は、その目的で授権され国立産業財産機関に認可された機関に菌株を寄託するものとする。当該義務は、出願日から又は当該日前から微生物が寄託されている場合に遵守されたものとみなす。

国立産業財産機関は、世界知的財産機関が認可する機関又は次に掲げる要件を遵守する機関を、法第 20 条により、微生物の寄託を受けるのに適格であるものとして認可する。

- (a) 永続的性格であること
- (b) 寄託者の支配下でないこと
- (c) 寄託の適正を検証し保管及び保存を汚染の危険なく保証する適格の人材及び設備を擁すること
- (d) 寄託素材の喪失の危険を最小化するために必要な安全対策を施すこと

公衆は、特許出願日から何時でも、寄託機関からの微生物見本の取得を、当該運用につき規定された通常の条件下で、なすことができるものとする。

第 21 条 規定なし

第 22 条

クレームは、次に掲げるものを含むものとする。

- (a) 発明に与えるものと同一の名称を冠した前提部分又は導入部 (a preamble or introduction)、続いて最も近い技術水準から理解できる当該発明の全貌の説明部 (describing all the aspects)
- (b) 発明の新規性を確定し、発明の実施に必須の要素を引用する主要部 (characterizing part) であって、保護を求める内容を定義する部分
- (c) 更に発明の明確化及び明解性が必要な場合は、唯一の独立クレームである主クレームに続けて、1 又は 2 以上のクレームを挙げ、その依拠する主クレームを遡って参照の上、保護を意図する追加特徴を明らかにすることができる。主クレームに続けて、発明の特定の特徴又は実施例に関係する 1 又は 2 以上のクレームを挙げる場合も、同一の過程を踏まなければ

ならない。

第 23 条 規定なし

第 24 条

法第 19 条に規定のすべての書類を受理の上，特許庁長官は，20 日間期限の予備方式審査の実行を命じる。

出願人が，特許庁の予備審査において指摘された不備を通知後 180 日以内に克服しない場合は，出願は直ちに却下される。当該不備が，専ら外国優先権に関する場合は，出願の手続は継続遂行されるが，優先権主張はなされなかったものとみなす。決定された出願の証明書が発行され，法第 17.011 号により付与された優先権を害することなく認可された出願であることが明らかにされる。ただし，利害関係人が，意図された優先権期間が経過するまで，手続遂行の停止(stay)を請求する場合は別である。手続遂行の停止(stay)の請求は出願時になすものとする。

第 25 条 規定なし

第 26 条

特許出願遂行の公開は，次に掲げる事項を含むものとする。

- (a) 出願番号
- (b) 出願日
- (c) 優先権番号
- (d) 優先日
- (e) 優先権国
- (f) 出願人の完全名称及び住所
- (g) 発明者(該当する場合)の完全名称及び住所
- (h) 公認産業財産代理人(該当する場合)の登録番号
- (i) 発明の名称
- (j) 発明の要約書
- (k) 発明の最も代表的な図面(該当する場合)

第 27 条

(I) 予備審査が行われず承認されない場合は，実体審査は行わない。

(II) 出願の方式が満たされた場合は，出願人は実体審査を請求することができ，その後 15 日以内に，特許庁長官は出願を審査官に担当させる。

実体審査は，手数料納付後 180 日以内に行われ，次に掲げる事項を含むものとする。

(a) 予備調査。審査官は，発明が新規性を有するか否か，発明が進歩性を含むか否かを決定するために必要な文献を確認すべく，当該人が相応かつ可能とみなす程度に努力するものとする。審査官の調査は，発明に関する要素を取り扱うすべての技術分野を網羅し，当該人は，次に掲げる文献を調べる。

(1) 国内特許文献(付与された特許及び実用新案証，並びに手続遂行中の特許及び実用新案証

出願)

(2) 公開済の特許出願，及び外国特許

(3) (1)及び(2)に掲載のものとは異なる技術文献で調査に係する可能性のあるもの

(b) 審査。審査官は，予備審査及び予備調査の結果を考慮し，当該人が必要とみなす程度まで調査を行い，出願が法及び本規則の要件を十分に満たすか否かを決定する。

(III) 審査官が必要と認める場合は，当該人は次に掲げる事項を要求する。

(a) 出願人が，当該要求の通知日後 90 暦日以内に，法第 28 条に基づき，外国特許庁による同一発明についての実体審査(該当する場合)の謄本を提出すること

(b) 大学又は科学技術研究機関の研究者による発明の主題に関する特定の報告書

(b)に表示する協力を求める場合は，国立産業財産機関は，当該専門家に対して，国立科学技術研究会議又は同等の機関の上級研究者の範疇に対応する手数料を，特許庁長官が先に承認した割当時間の見積りを基礎として，認可し支払う。

(IV) 出願人が適正と認める場合は，当該人は，研究室又は生産設備におけるデータを検証する目的で，当該人自身の施設において部分的実体審査を行うことの認可を特許庁に請求することができる。特許庁長官は，当該人の裁量による必要性又は望ましさに基づき，当該申出を受諾又は拒絶することができる。

第 28 条

審査官は，当該人の見解の中に，新規性の欠如，産業上の利用性の欠如，進歩性の欠如，又は出願主題の違法性の理由で，法第 28 条により作成された開示に現れたデータに基づき，第三者により提出された見解を含めるものとする。ただし，当該見解が明らかに根拠がない又はそのように宣言されたものである場合は除く。

前段見解の通知受領後 60 暦日以内に，出願人は，次に掲げるとおりとする。

(a) 法及び規則の要件に適合するように出願を補正する。

(b) 意見書に対する当該人の答弁を表明し，反駁し，又は当該人が適正とみなす説明を提出する。

(c) 当該人が規定期限内に要件を満たせない場合は，出願は取り下げられたものとみなす。

第 29 条

異議申立が出願人により十分に克服されない場合は，審査官は，十分に根拠のある報告書を発行後，出願人に適正に通知し，特許庁に対して法第 29 条の条件により出願を拒絶するよう勧告することができる。

第 30 条

審査官は，実体審査の結果，発明が特許付与を認める法及び規則の要件のすべてを遵守し提起された異議申立(該当する場合)が十分に克服された旨決定する場合は，10 日以内に特許庁長官に対する勧告を含む報告を提出するものとし，特許庁長官は，その後 30 日以内に決定するものとする。

特許付与又は拒絶の決定の上は，出願人に対して適正な通知を確実な手段によりなすものとする。

拒絶の場合は，法第 72 条に基づく再審請求又は不服申立提出のための 30 日の期間が開始す

る。

国立産業財産機関による特許付与は、順番に特許登録簿に掲載され、番号、名称、特許権者の完全名称、出願日、出願番号、付与日及び満了日が記録される。当該登録は、必要なすべての手段を採用して保存性及び不変性を確保するために磁気的媒体でなすことができる。

第 31 条 規定なし

第 32 条

特許付与の通知は、国立産業財産機関が発行する公報にも含まれる。

第 33 条 - 第 34 条 規定なし

第 IV 章 特許の存続期間及び効力

第 35 条 規定なし

第 36 条

法第 36 条(c)の適用上、アルゼンチン共和国において認可された特許の所有者は、当該人の承諾なく第三者がアルゼンチン共和国領域内で特許主題の製品の製造、使用、販売提供又は輸入活動を行うことを禁止する権利を有する。ただし、当該製品が合法的に何れかの国で市場化済の場合は別である。輸入製品を国内で販売することを許可された実施権者が、当該製品が取得された国において特許権者又は当該製品の販売を許可された第三者により市場化済であることを証明する場合は、輸入製品は合法的に市場化されたものと理解する。輸入製品の販売は、法第 98 条及び本規則の規定に従うものとする。

第 V 章 権利の移転及び契約によるライセンス

第 37 条

発明の特許出願が譲渡される場合は、譲渡人と譲受人の名称及び住所記載の請求書を、双方の署名の証明書を添えて提出し、譲受人は連邦首都における法定住所を設けるものとする。国立産業財産機関は、登録簿を 2 冊作成し、1 冊は発明特許用、1 冊は実用新案証用とし、法第 37 条による譲渡を掲載する。

権利譲渡は、譲渡実行後 10 就業日に届出がなされる場合は、当該日から第三者に対して効力を有する。そうでない場合は、当該譲渡は、登録日後初めて第三者に対して有効となる。

特許権者は、特許付与日から、国立産業財産機関の規定する自発的ライセンス許諾の可能な特許登録簿上に、当該特許を含めるよう、国立産業財産機関に対して願書を提出する権利を有する。

利害関係人は、当該登録簿を閲覧することができ、望む場合は、当該特許実施ライセンスの条件を特許権者と交渉するものとする。

国立産業財産機関は、前記登録簿に掲載の特許を、発明特許実用新案証公報上に番号、名称、付与日及び当該登録簿記載日の掲載をもって公告し適切とみなす広報手段を取る。

第 38 条 - 第 40 条 規定なし

第 VI 章 権利付与の例外

第 41 条

経済公共事業省は、厚生社会福祉省又は国防省の管轄範囲内での共同により、管轄機関として、法第 41 条の規定する条件及び制限に基づき、特許の付与する権利の限定的例外を請求する。

第 VII 章 特許権者の授権を必要としない特例の使用

第 42 条

法第 43 条に規定の期間満了の上、不可抗力の場合を除き、発明が実施されていない場合、又は特許主題である発明を実施するための実際上のかつ相当な準備がなされていない場合、又は特許の実施が 1 年を超えて中断されている場合は、何人も国立産業財産機関に対して特許製品の製造販売又は特許製法実施のための強制ライセンスの付与を請求することができる。当該人は、その目的のためには、特許権者から相応の取引条件で自発的ライセンスの付与を得るべく努力したこと、当該努力が 150 日後に報われなかったこと、相応の取引条件下で国内市場に供給するに足る技術的商業的条件下にあることを証明するものとする。

使用許可の申請は、国立産業財産機関が処理するものとし、申請の立脚する根拠を含むものとし、すべての関連証拠を提出するものとする。当該申請の通知は、関連ファイルに掲載の法定住所における特許権者に対して、10 就業日の間に適正に送達され、当該人が応答し証拠を提出できるようにするものとする。国立産業財産機関は、提出証拠で関連あるとみなさないものは拒絶することができ、40 日以内に更なる証拠が提出されなければならない。当該期間経過の上、又はすべての証拠の提出後、国立産業財産機関は、強制ライセンスの申請の承認又は拒絶につき、適正に理由付された決定を下す。

国立産業財産機関が下す強制ライセンスの付与又は拒絶についての決定は、法第 72 条及び国家行政手続法及び同規則の再審規定を害することなく、通知後 10 日以内に民事商事連邦裁判所に対して不服申立することができ、当該不服申立は、停止効果を有さない。

第 43 条

相応の取引条件下で国内市場の需要を満たすに十分な程度の流通販売は、製品の実施とみなす。

国立産業財産機関は、双方を審理した後、双方が合意に至らない場合は、特許権者が受ける相応の補償を決定する。その設定には、各々の場合の状況により、付与されるライセンスの経済価値を考慮し、独立当事者間で同様のライセンス契約が締結される場合に、当該取引分野で支払う平均的ロイヤルティを考慮する。

国立産業財産機関が本条の枠内で下す決定は、第 42 条最終段落により不服申立することができる。

第 44 条

法第 22.262 号により授権された当局又は代替当局は、法によるか何れかの当事者の請求によるかを問わず、法第 44 条その他公正競争保護法の現行規定による条件下で、市場における優勢な立場の濫用を構成するような不正実施の場合は、特許権者が当該人の権利に由来する理由を 20 日の期間説明できるように当該人を召喚した後に、想定された不正競争の存在を決定する。一旦説明がなされ、該当する場合は、証拠が提出された上で、前記当該当局は、強制ライセンスの付与が適正か否かを決定し、強制ライセンス提供の条件につき見解を述べる。この場合において、国立産業財産機関は前記のファイルを受領の上、官報、特許公報、全国紙に公告し、強制ライセンスの取得に関心を有する第三者の申出を審査する旨通知し、当該目的のために 30 日の期間を設定する。請求の申出があれば、強制ライセンスの付与又は拒絶の決定を下す。当該決定は、第 42 条最終段落により不服申立をすることができる。国立産業財産機関による強制ライセンスの付与の適正に関する決定、付与自体に関する決定、又は該当する場合は、その拒絶は、30 日の期間内になすものとする。

第 45 条

政府は、経済公共事業省、国立産業財産機関、並びに、該当する場合は、厚生社会福祉省及び国防省を通じ、法第 45 条の規定に基づき、省令により与えられた管轄権の枠内で強制ライセンスを付与する。

第 46 条

国立産業財産機関の決定は、法第 46 条により同機関に付与される権限内で下され、本規則第 42 条の最終段落に基づき不服申立をすることができる。

第 47 条

強制ライセンスの付与は、法に規定の理由の何れかが発生したことを条件として、各々の場合の状況に照らし検討する。強制ライセンスは、法の規定する理由の何れかが存在する場合に実施を可能にする部品及び製造過程に関する特許に及ぶものとし、当該ライセンスの付与は、法第 47 条に規定の条件に基づきなすものとする。

第 48 条 - 第 49 条 規定なし

第 50 条

国立産業財産機関は、相応の取引条件下で国内市場に対する供給目的の場合に理解される、特許発明の効率的な実施を行うための経済力及び技術力を、管轄当局が交付した現行規則により確認する手続及び方法を定める。

第 VIII 章 追加特許又は改良特許

第 51 条

追加特許の強制ライセンスの請求は、発明又は発見の改良の技術的又は経済的重要性が確認された後に、理由のある決定を通じて、国立産業財産機関により認可される。本条の枠内で

下す決定は，第 42 条の最終段落により，不服申立をすることができる。

第 52 条 規定なし

第 III 部 実用新案

第 53 条 - 第 54 条 規定なし

第 55 条

発明の新規性は，出願人自身が，アルゼンチン共和国における出願前 6 月以内に実用新案の主題である発明を海外で既知にした又は開示した場合は，喪失されていないものと理解する。

第 56 条 - 第 57 条 規定なし

第 58 条

発明特許に関する本規則の関連規定は，実用新案証に関する手続に準用する。

第 IV 部 特許及び実用新案の失効

第 59 条 - 第 61 条 規定なし

第 62 条

法第 IV 部の規定により下す最終決定は，第 42 条最終段落により不服申立をすることができる。

第 63 条 - 第 66 条 規定なし

第Ⅴ部 管理手続

第Ⅰ章 手続

第 67 条 - 第 69 条 規定なし

第 70 条

特許出願のファイルに含まれ管理される専門情報は、機密であり、特許庁及び国立産業財産機関の官吏職員は、当該情報が無関係の第三者により、如何なる方法においても、開示若しくは使用され又は公知にされることを許容してはならず、当該情報の対象となる一般的使用活動分野に漏洩せられることのないように確保するものとする。

当該機密を破る者は、当該人が、職業上の理由で、国の刑法第 157 条、第 172 条及び第 173 条の規定を害することなく、関与する必要がある立場にある国立産業財産機関又は政府機関の職員である場合は、追放及び罰金支払に加え、適正な法的手続に服すものとする。行政監察又は法的手続は、当局により又は利害関係人の請求により行うことができる。

第 71 条 規定なし

第Ⅱ章 再審請求

第 72 条

法第 72 条に規定の再審請求は、本法の規定又は法第 19.549 号及び同規則 1759/72(1991 年統一正文)の規定により関係する可能性のあるその他の管理又は司法上の申立を認可するものではない。

第 73 条 - 第 74 条 規定なし

第 VI 部 特許及び実用新案証が付与する権利の侵害

第 75 条 - 第 82 条 規定なし

第 83 条

法第 83 条に規定の予防策及びその請求要件は、各々の場合に適用する実体審査又は法律手続に規定の条件下のその他の予防策の採用を排除するものではない。

第 84 条 - 第 89 条 規定なし

第 VII 部 国立産業財産機関の組織

第 90 条

国立産業財産機関は、産業財産の主題に関する国家業務遂行の任務に当る。

第 91 条

国立産業財産機関の機構は、次に掲げる組織で構成する。

- (1) 委員会
- (2) 内部監査委員会(監査役)
- (3) 名誉諮問委員会
- (4) 特許庁
- (5) 事務局

委員会は、最高統率部門であり、国立産業財産機関の運営管理の責務を有する。

委員会は、委員長 1、副委員長 1、及び補佐役員 1 から構成する。

委員会の委員長は、国立産業財産機関を代表し、欠員の場合は、副委員長が代行する。

監査委員会は、法第 24.156 号第 VI 部及びその規則の規定に定める責務を有する。

第 92 条

国立産業財産機関の責務は、法に定めるものに加え、次に掲げる通りとする。

- (a) 出願の処理及び決定並びに書類の保存及び公開を含め、産業財産諸般の法律上の登録認可及び維持に関する管理義務を遂行する。
- (b) 登録の主題である技術情報を、関係あるとみなす他の種類の刊行物を害することなく、定期的に公開する。その目的のために、当該主題に関する国際データベース及び外国特許当局に接続した独自のデータベースを保持する。
- (c) 未加盟の国際条約に対するアルゼンチン共和国の加盟を提案し、併せて、広く産業財産分野における国際関係の発展を促進する。
- (d) 国内外両面における産業財産の普及及び保護に寄与する事業を率先遂行する。
- (e) 本主題を取り扱う国内外の諸機関諸団体との直接的関係を維持する。
- (f) 国の行政、立法及び司法機関が要求する産業財産関係の諸問題に関する所見を公表する。
- (g) 立法府が国立産業財産機関に付与する、又は同機関の管轄範囲内の主題に関して立法府が将来的に付与する可能性のある、その他の任務を遂行する。

第 93 条

委員会の任務は、法に規定のものに加え、次に掲げるとおりとする。

- (a) 国立産業財産機関が従うべき方針を提案し、その遵守のための指針を定める。
- (b) 予算見積りを提案し、年度毎の決算を行う。
- (c) 国立産業財産機関事業の年次報告を承認する。
- (d) 産業財産に関する国際条約へのアルゼンチン共和国の加盟提案を、経済公共事業省を通じて、政府に提出する。
- (e) 審査を求め提出された主題を審理し、該当する場合は、決定を採択する。
- (f) アルゼンチン共和国発明奨励賞を創設する。

- (g) 少くとも月 1 回，諮問委員会を召集する。
- (h) 国立産業財産機関の状態に関する同機関の最高組織の必要すべての決定，特に，法第 93 条に規定の任務の遂行に関する決定を，交付する。

第 94 条

特許庁の任務は次に掲げるとおりとする。

- (a) 特許及び実用新案証の出願を手續遂行，審査，決定する。
- (b) 無効及び失効手續を処理し，付与された特許の実施を管理する。
- (c) 証明書及び管轄下に含まれる文書の認可謄本を交付する。
- (d) 公正証書により提出する，付与された特許の譲渡を，並びに，譲渡人及び譲受人の署名を必要とする係属中の出願を，適正に認める。
- (e) 法第 19.549 号及び規則第 1759/72 号(1991 年統一正文)による手續下の決定事項を通知する。
- (f) 庁の機能，事業及び実行に関する報告を発行し，統計を作成する。
- (g) 技術情報省及び国立産業財産機関の法務委員会との共同事業を行い，当該分野で国際条約を適正に適用する。

第 95 条 規定なし

第 VIII 部 最終移行規定

第 96 条

罰金、手数料及び年金に定める金額は、経済公共事業省の決定により変更することができる。

第 97 条

法第 24.481 号第 35 条に規定の期間は、当該法の施行日後の出願にのみ適用する。

第 98 条

医薬品の製造販売の認可は、厚生社会福祉省へ請求しなければならない。農業化学品に関する製造販売の認可は、経済公共事業省の農業漁業食糧事務局管轄下のアルゼンチン植物健康品質管理事務所へ請求しなければならない。

第 99 条 規定なし

第 100 条

医薬品に関する特許の出願は、アルゼンチン共和国における又は外国における最初の出願が 1995 年 1 月 1 日前になされている場合は、受理されない。ただし、当該日後に出願人がパリ条約の規定により優先権を請求する場合は別であるが、アルゼンチン共和国における手続遂行の開始の基礎となる最初の出願は、如何なる場合も、1994 年 1 月 1 日前の日付であってはならない。同一要件が、方法特許出願の医薬製品特許出願への補正又は変更の場合にも遵守されるものとする。

第 101 条

(I) 医薬品の発明については、国立産業財産機関は特許出願につき次に掲げる手続を執る。

(a) 1995 年 1 月 1 日後の特許出願を受理する。

(b) 1995 年 1 月 1 日後、当該出願は、特許性、優先権及びクレームにつき、他の技術分野における出願と同様に取り扱う。

(c) 法第 100 条に規定の移行期間の経過後、該当する場合は、出願日から起算して 20 年の存続期間の特許を付与する。

(II) 保護された主題に関する権利者に利用可能な資源の制限を申し立てた者は何人も、移行期間の満了日以後、実施行為を開始済でなければならない、又は、1995 年 1 月 1 日前に当該行為のために本格的な投資済でなければならない。当該行為の確認を得た上、特許の所有者は、法第 101 条第 3 段落に規定の補償を得る権利を有する。特許の所有者が、同一価格での国内市場の十分な供給を保証する場合は、許諾は認可されない。本段落の規定は、アルゼンチン共和国を拘束する世界貿易機関の決定を遵守するためにその改正が必要である場合を除き、適用する。

(III) 移行期間における排他的販売権は、次に掲げる事項を証明する必要要素を添えて、国立産業財産機関に対して請求する。

(a) 当該製品が、機関に提出した特許出願の主題である。

(b) 1995 年 1 月 1 日後に、知的財産の貿易関連側面に関する協定及び世界貿易機関

(TRIPS-GATT)加盟国である外国で当該製品保護の目的で特許出願がなされており，双方の出願の間に一致が証明される。

(c) 1995 年 1 月 1 日後に，「知的財産の貿易関連側面に関する協定」及び世界貿易機関 (TRIPS-GATT)加盟国である外国で当該製品に対して特許が付与されている。

(d) 1995 年 1 月 1 日後に，「知的財産の貿易関連側面に関する協定」及び世界貿易機関 (TRIPS-GATT)加盟国である外国で当該製品の販売許可が取得されている。

前記要件の遵守を確認の上，国立産業財産機関は，アルゼンチン共和国における販売認可日から起算して 5 年間のアルゼンチン共和国における排他的販売権の付与の適正に関する決定を交付する。ただし，当該付与は満了日前に国立産業財産機関に対する特許出願が付与若しくは拒絶される又は当該販売許可が取り消される場合は，期間前に満了することを条件とする。

排他的販売権の付与は，第 98 条により，管轄機関の認可を受けるものとする。

第 102 条

法施行前に外国においてなされた特許出願は，法第 102 条に規定の条件下で本規則第 100 条により当該目的のために作成し宣誓供述書とみなす特別様式上において，国立産業財産機関に対して出願することができる。

第 103 条 - 第 104 条 規定なし